

宝塚市離婚世帯等現養育者臨時特別給付金事業

事業概要、対象者数の積算根拠

子ども未来部 子育て支援課

1 事業概要

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について、基準日である令和3年9月30日(児童手当受給者については令和3年8月31日)から令和4年3月31日の間に、給付金の支給対象である児童を実際に養育しているのにも関わらず、離婚や離婚調停による別居などで給付金を受け取られていない方を対象として、当該給付金の支給を行うものです。

2 支給対象者

(1) 支給対象者

- ・ 下記(2)の要件を満たし、令和3年9月以降に、実際に支給対象となる児童を養育しているにも関わらず、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受け取られていないひとり親

(2) 令和3年度子育て世帯へ臨時特別給付金支給要件

所得要件

児童手当(本則給付)受給者もしくは所得が同等未満の対象者
例) 扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合、
令和2年の収入が960万円未満

ア 宝塚市による令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童

イ 官公庁による令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
(保護者が公務員の場合)

ウ 令和3年9月30日時点で市内在住の

平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童

エ 令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

3 支給額 児童1人あたり10万円

4 申請期間等

- ・ 令和4年3月1日～4月末日まで

※養育の確認・申請内容を審査の上、随時支給を実施します。

5 事業費

【令和3年度予算】宝塚市離婚世帯等現養育者臨時特別給付金 2,000千円(専決補正済)

【令和4年度予算】宝塚市離婚世帯等現養育者臨時特別給付金 10,000千円(当初補正)

計 12,000千円

積算根拠

① 離婚や離婚調停による児童手当受給者の変更件数(令和3年10月1日～12月末迄)

25件

② 離婚や離婚調停による児童手当受給者の変更想定件数(令和4年1月1日～3月末迄)

25件

③ 高校世帯等の想定件数

10件

④ 対象児童人数

子ども2人 × 60件(①+②+③) = 120人

⑤ 事業費

120人×@100千円/1人当たり = 12,000千円